

あわら市空き家情報バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用し、移住及び定住の促進等による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、市内の建物のうち個人が居住を目的として建築した一戸建ての住宅で、現に居住していないもの(近く居住しなくなる予定のものを含む。)をいう。
- (2) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家情報バンク」とは、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供された情報を公開し、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

- 2 空き家の所有者等が、第4条の規定による登録の申込みをする場合において、所有者等及び利用希望者間の空き家等に関する売買又は賃貸借の交渉等が行われているときは、当該申込みを受理しないものとする。ただし、利用希望者が、認定新規就農者又は認定新規就農予定者である場合には、この限りではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクに空き家に関する情報の登録の申込みをしようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申込書(様式第1号)及び空き家情報バンク登録カード(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書(様式第3号)により当該登録の申込みをした者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して空き家情報バンクによる登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項に規定する登録完了の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した空き家情報バンク登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家情報バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、登録された空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき、又は空き家情報バンク取消願書(様式第5号)の届出があったときは、当該空き家に係る登録を取り消すとともに、空き家情報バンク取消通知書(様式第6号)により当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(紹介等)

第7条 市長は、必要に応じ、空き家情報バンク登録台帳に登録された情報を利用希望者に提供することができる。この場合において、市長は、あわら市個人情報保護条例(平成17年あわら市条例第2号)に規定する個人情報の取扱いに留意するものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者間の空き家に関する売買、賃貸借等の交渉、契約等については、これに関与しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。